

## 事業計画書

施設名	新潟市花とみどりのシンボルゾーン		
団体名	花とみどりのシンボルゾーン管理組合		
団体所在地	新潟市秋葉区小須戸893番地1		
代表者名	渡辺 勝	設立年月日	平成5年4月1日
電話番号	0250-38-5430		
FAX番号	0250-38-5801		
Eメール	urara@urarakosudo.com		

### 新潟市花とみどりのシンボルゾーン管理運営方法

#### 1. 施設の維持管理について

- ①別添、花とみどりのシンボルゾーン管理業務基準仕様書に記載された事項について遵守いたします。
- ②施設を維持管理するための以下の点を特に留意いたします。
  - ・新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例に定めた主旨にのっとり当該施設の業務をより効率的に遂行するよう努めていきます。
  - ・特に地域の農業・園芸業・産業がこの施設を有効活用できるよう地域の関係機関及び関係団体と緊密に連携をとりながら各種事業に取り組み、運営していきます。
  - ・そのためにも、地域の生産者と有識者や関係団体と協議できる場を積極的に設けていきます。

#### 2. 施設でのイベント（抜粋）

花とみどりのシンボルゾーン管理組合では地元の農業・園芸業・商工・関係組織と連携をとり、次の事業に取り組んでいきます。

##### ア) 農産物の直売所の開設

イ) 農産物を利用した新しい特産加工品の開発と販売

ウ) 市民・体験農園での消費者と生産者との交流事業

##### エ) 施設を利用した各種教室の開催

- ・体験加工教室・お菓子作り教室・大豆加工教室・郷土料理教室・農産物加工教室
- ・各種園芸教室

##### オ) 体験農園での農産物体験（生産・管理・収穫）事業

- ・体験農園での収穫祭

##### カ) 管理組合主催のイベント事業

- ・4月 うららこすど9周年記念イベント、日本ポケ公園まつり
- ・5月 園芸まつり、さつきまつり
- ・6月 新ジャガまつり ・7月 夏野菜・枝豆まつり

- ・ 8月 盆花市 ・ 9月 さつまいもまつり、新米まつり
- ・ 10月 産地大感謝祭
- ・ 11月 もみじの集い
- ・ 12月 寒梅まつり、あつあつトン汁まつり、ひょうたん展（管理組合共催）
- ・ 1月 うららこすど「さいの神」 ・ 2～3月 雪割草展（管理組合共催）
- ・ 3月 日本ボケ展（管理組合共催）、盆栽春風展（管理組合後援）

#### 職員の配置（職種、人数、雇用形態、資格、技能、経験など）

##### 1. 管理員配置体制

非常勤職員 1名 8：30～17：30

農産物直売・加工・市民農園・体験農園の指導員  
施設・設備管理運営責任者

時間給職員 5名 8：30～17：30

内訳 会計事務員 1名 会計及び一般事務  
 その他事務員 1名 施設設備維持・運営事務  
 販売員・事業補助員 3名 花き販売・農業経験者

##### 2. 施設の維持管理

- ・ 病虫害の防除・駆除
- ・ 外構植栽の剪定・冬囲い作業
- ・ 園芸公園施設の維持管理事業
- ・ 市民、体験農園の良好な維持管理と運営
- ・ 日本ボケ公園の管理

#### 研修計画

##### 研修計画

- 4月 非常勤職員・その他職員に対する接客対応研修
- 7月 火災等緊急時の対応訓練
- 10月 非常勤職員・その他職員に対する接客対応研修

#### シンボルゾーン施設利用推進概要

花とみどりのシンボルゾーン管理組合では小須戸地域の各種農業団体・園芸団体・関係機関と緊密に連携を図り、相互の協力関係を築いてきました。

今後は、範囲を新潟市全域にひろげ、これら地域の農業関係団体等と良好な関係を維持することで各種事業を行っていきます。

特に、管理組合の組織体制の中にも生産者で作る「直売」「加工」「花木」「体験農園」「ボケ公園整備」部会を設けていますので、より安定した事業推進を行っていきます。さらに、施設の維持管理も今までの経験も豊富にあり、確実に安定した施設管理を行っていきます。

事業実施については、次のことを運営方針の基本として行っていきます。

- ア) 管理組合として花き・花木や野菜、加工品など農産業に関わる農産物を新鮮且つ、適正な価格で市民に提供していきます。
- イ) 管理組合として地域農業の振興と生産者・消費者との交流の場作りを地域の生産者と共に積極的に進めていきます。
- ウ) 管理組合が先頭に立ち、地元の農業・園芸業の更なる発展のための事業に取り組んでいきます。
- エ) 市民農園を開設し、市民の憩いの場作りに努めていきます。
- オ) 体験農園を開設し、市民から直に農業を体験していただき、体験を通し、農業に対する理解と食への関心を導き出せる事業を実施していきます。
- カ) 管理組合が中心となり、地元生産者及び関係諸団体と協力し、以下の事業に取り組んでいきます。

- ・農産物の直売所を開設していきます。(地元秋葉区の採れたて農産物を、格安価格で販売していきます。)
- ・県下最大級の園芸産地である秋葉区の花き・花木を適正価格で販売していきます。
- ・新潟市の農産物を利用した特産加工品の開発と販売を行っていきます。
- ・以下の農産・園芸事業を積極的に取り組んでいきます。

5月 さつきまつり(県内一の規模を誇るさつき展示会と即売会)

日本ボケ公園まつり(日本一のボケ公園でボケの花を観賞)

6月～7月 新ジャガまつり・夏野菜と枝豆まつり(試食とサービス販売)

8月 盆花市(お盆期間限定の特別セール)

10月 新米まつり(新米のもちつきと試食、特別販売)

産地大感謝祭(年に一度の農産商工合同祭)

11月 もみじの集い(レクダンス発表会や演歌歌手出演など多彩なイベント)

12月 寒梅の里の寒梅まつり(県内一の規模を誇る展示即売会)

あつあつトン汁まつり(地元野菜たっぷりのあったかサービス)

ひょうたん展示会(県愛瓢会と管理組合との共催イベント)

2～3月 雪割草展(毎週土・日に開催する展示即売会:各種団体と管理組合との共催)

3月 日本ボケ展(日本一の規模を誇る展示即売会)

盆栽春風展(県下最大級の展示即売会:管理組合後援事業)

キ) ボケ公園を開設し、市民に憩いの場を提供しながらボケの魅力を全国に発信していきます。

サービス内容（開館時間、休館日設定）

開館時間 9:00～17:30
休館日 1月1日

料金（利用料金制、料金設定の方針）

区 分		使用料の額（円）		
花とみどり館	多目的ホール	午 前	1,000	
		午 後	1,500	
		夜 間	2,000	
		全 日	4,500	
常設展示場	屋外	1区画（3.33m <sup>2</sup> ）につき年額	5,000	
	下屋		3,500	
	屋外	1区画（12.7m <sup>2</sup> ）につき年額	5,000	
総合交流拠点施設	農産物等加工室	午 前	3,000	
		午 後	5,000	
		夜 間	5,000	
		全 日	13,000	
	花き・花木 展示直売室	前面利用する場合	前 日	30,000
		半面利用する場合		15,000
	研修室	午 前	1,000	
		午 後	1,500	
		夜 間	2,000	
		全 日	4,500	
体験加工室	午 前	2,000		
	午 後	3,000		
	夜 間	3,000		
	全 日	8,000		
市民・体験農園	市民農園	年 間	3,000	
	体験農園	1 回	1,200	

1. 上表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後7時から午後9時30分まで、「全日」とは午前9時から午後9時30分までをいう。

2. 営利、宣伝又は営業上の目的をもって利用する場合の使用料の額は、上表に規定する使用料の額の2倍（入場料を徴収する場合及び市外に住所を有するものが利用する場合は3倍）に相当する額とする。
3. 営利、宣伝又は営業上の目的としないで入場料を徴収し、又は有償の会員権を発行して利用する場合の使用料の額は、上表に規定する使用料の額の2倍に相当する額とする。
4. 午前及び午後又は午後及び夜間の利用時間区分を継続して利用する場合の使用料の額は、当該利用に係る利用時間区分の使用料の額の合計額とする。
5. 利用時間が備考1に規定する時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
6. 備考1に規定する利用時間以外の時間に利用する場合（備考4に規定する場合を除く。）の使用料の額は、1時間につき、その利用時間が午前6時から午前9時までのときは午前の欄に、正午から午後1時まで又は午後5時から午後7時までのときは午後の欄に、午後9時30分から翌日の午前6時までのときは夜間の欄にそれぞれ掲げる使用料の額を時間割して計算した額とする。この場合において、その利用時間に1時間未満の端数の時間があるときはこれを1時間とし、算出された使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数が50円未満であるときはこれを切り捨て、50円以上あるときはこれを100円に切り上げて計算する。

#### 個人情報の保護

個人情報については新潟市個人情報保護条例第4条及び新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例第20条に基づき管理組合において要綱を作成し、これに基づき適正な管理を行います。

#### 緊急時対策

施設管理における緊急時については別紙「シンボルゾーン危機管理マニュアル」を作成しておりますので、これに基づいた対応を行うこととしています。

#### 要望・苦情対応

原則的に、指定管理者として要望・苦情の対応は自己完結を図るべく誠実に対応しなければならないと考えますが、市への連絡は必要と考えております。